

国民からの意見一覧

(事務局において、「支援のための連携に関する検討会」に関する意見を抽出し、一部要約して記載。)

番号	意 見
①	サリンの後遺症(PTSD、疲労、怒り)などありますが、専門の医師の紹介もされず、大学病院の医師でもまったくの手探りというのが実態です。
②	いつ誰が重大な犯罪の被害者になるかわからない現在、自分や家族が被害にあったら…と考えると、まず、最初に相談する機関での対応が重要だと思います。頭が混乱し、身体も傷つけられた状態の人間をやさしく受けとめ、段階に応じてすべきことを的確に指示してくれる存在が欠かせないと思います。犯罪の態様別に、直後はこう届け出て、こうした記録はすべて保管して、もしも加害者から接触があった場合にこれはしてはいけない(法的に) などなど、被害者にとってはわからないことだらけなはずです。 民間の団体もフルに活用し、その上で一元的な窓口や相談フローを作成し、全国どこに居住していても、得られる情報や支援が一律であるような配慮を希望します。 アドバイザーについては早急に、育成や資格制度の整備を進めてほしいと思います。 私もそうした制度に参加し、被害者援助に携わりたいと考えています。
③	ハンドブック作成だけでなく、関係機関、地域の様々な組織との相互理解を深め、実質的な連携がとれるようなネットワーク作りを見直す必要がある。現行の様々な連絡会議等の現状は極めて形骸化したものであり、実践には結びついていないため、主幹となる機関をしっかり決め、参加機関の理解、協力、実践に結びつくシステムの構築が重要である。
④	私たちは犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている被害者支援団体で活動している犯罪被害相談員です。私たちは、日々寄せられる被害者や被害者遺族からの相談に電話や面接で応じています。被害者等の回復のため早期支援を目指し、被害から早期の段階での信頼関係の構築に努め、司法機関や病院での付き添い、法律相談の援助、関係機関との連絡調整、買い物などの家事支援及び引越しのお手伝いなどを無償のボランティア支援員と共に行っています。被害者等の回復までの道のりは千差万別で、ひとつとして同じ支援はなく相談員や支援員は試行錯誤の連続です。また、被害の傷は時間と共に薄れても、心の傷は一生消えることはありません。したがって、支援は一生続くといっても過言ではないのです。しかし、私たちが支援させていただけているのは氷山の一角に過ぎません。まだまだ、水面下で苦しんでおられる方が大勢いると思います。被害の傷を重症化させないためには早期支援が不可欠であり、そのためには援助者＝マンパワーの質、量の確保が欠かせません。 つきましては、日本全国どこで被害を受けようとも、平等な支援を受けられるよう官民連携してのネットワーク作り、経済的基盤作りを早急に求めます。今ここでこうしている間にも被害に遭い泣いておられる方がいらっしゃいます。どうか、声なき声を汲み取っていただけますようお願いいたします。

⑤	私は、地方の民間被害者支援センターで活動している犯罪被害者支援ボランティアです。当センターが開設されて6年目を迎えますが、年を追うごとに被害者支援も益々多岐に渡る用になり、研修も追いつかなくなってきました。被害者のお気持ちに応えられる質の高い支援の提供には、私たちの研修のための公的機関の設立とその運営のための資金が必要です。併せて、全国支援ネットワーク所属のセンターをバックアップする官民あがてのシステム構築が早急に必要です。
⑥	NPO 法人全国被害者支援ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）では、2006年9月に内閣府からNPO 法人の認可を取得したことを契機として、ビジョン検討委員会と研修検討委員会の2つの委員会を設置した。加盟団体は、現在43都道府県44団体にのぼるが、各団体の地域性や支援者の経験等により、支援の内容や質が異なることが課題としてあげられてきた。そこで研修検討委員会では、民間支援団体の支援者に対し、研修の充実を図る目的で、カリキュラムの策定、マニュアルの作成、資格認定制度のしくみ等について議論を行っている。この度の中間とりまとめでは、「研修カリキュラム・モデル案の作成」、「認定制度」の導入などが提言されているが、現在ネットワーク研修検討委員会においても、44団体に対する実態調査や意見聴取などを経て、カリキュラム及び認定についての議論とモデル作成が進行しており、これらは年度内にも順次テキスト化していける見込みである。現在、実際に被害者支援を行っている団体の意見を参考にし、当該カリキュラム・認定モデルとできるだけ整合性のある「研修カリキュラム案」が最終とりまとめにおいて提示されることを強く望む。
⑦	日本全国どこでも同じような支援を受けられるよう検討をお願いします。被害者あるいは支援員に取って分かり易く実行しやすい具体的なマニュアル作りの検討をお願いします。
⑧-1	私は、被害者支援ボランティア養成講座を受講し、今後ボランティアとしてお手伝いしたいと考えている者です。新聞等で報道される事件事故の被害者やその家族の方の心情はいかばかりかと思いをはせることはあっても、それはただの同情でしかありませんでした。養成講座で学んだ被害者の方々の精神的、経済的打撃を知るに及び、支援の重要性を痛感いたしました。一人一人のニーズにあった途切れることのない支援をするためには、支援に携わる専門的な知識、技能が求められ、又全国同一レベルの支援ができることが不可欠と思われます。そのための養成機関が設置され、支援ボランティアが必要とする活動マニュアルが作成されるなどの実践的な研修ができるような制度・実現を望みます。
⑧-2	被害者支援員して活動を始めたばかりの者です。民間の活動は被害者との信頼関係を気づき、病院への付き添い・警察・行政機関との連絡・調整・裁判の傍聴・日々の支援、その他多岐にわたり、息長く続けるものです。そして、二次被害に細心の注意を払いながら被害者の声に耳を傾け続けるのです。このような相談員の養成には多くの時間と研鑽が必要です。現在は各民間組織が自力で努力しているのが現状です。 全国何処でも〃支援ができるようにするためには、官民一体になって、協力し合い相談員養成に力を注ぐことが大切で、そのためのシステム作りが早急に必要だと感じています。

⑧-3	被害者支援員として活動している者です。支援活動をしていく中で、日々感じるのは、 ・人員の確保 ・相談員の育成と研修 ・調査、事例研究 ・広報、啓発活動等 の必要性です。日々、至る所で発生する犯罪被害に適確に対処していくには、支援員として必要な資質、知識や技術を持ち合わせた人員を多数確保することが重要だと思われます。そのためには、全国一貫した研修プログラムの作成が不可欠です。しかし、それに伴う調査、事例研究等の充実、他機関との連携や情報交換などを可能にするネットワークの整備など様々な問題が浮上して来かと思われます。それらを解決するための制度、システム作りが行われることを望みます。また、事務局の整備も深刻な問題です。事務所や、事務局員、設備等の充実は、すなわち支援の充実につながります。しかし、そのためには沢山の資金が必要です。それも、長期的で恒常的である必要があります。ボランティアや民間財団、個人からの支援だけの現状では限界があります。国民すべてに被害者になりうる可能性はあるのです。国の政策として公的な財政支援をシステム化して欲しいと思います。
⑨-1	私は現在犯罪被害者遺族として、被害者の仲間や支援者の方々と、犯罪被害者支援組織を立ち上げ、活動をしています。その支援組織を立ち上げる以前には、別の支援組織の立ち上げに関わっていたのですが、その支援組織の立ち上げの課程で、私は支援者の方々より明らかに二次被害と思える言動を多数浴び、これ以上彼らと一緒にやっていくことはもう無理、という状態に追い込まれ、組織から離れることとなりました。その後私はそういう状況をおかしいと感じ、私と共に組織を離れることを決めた多くの支援者の方々と共に現在の支援組織を立ち上げ活動をしているのですが、私は現在でもその時二次被害を与えた支援者の方と、偶然に遭遇をしたり支援者関係の会合などで同席したりすると、身体がこわばり鳥肌が立ち、呼吸が乱れ、パニック障害に陥りそうな状況になってしまいます。私は私の事を理解してくれる多くの支援者の方々に囲まれ、当時のそういう二次被害や精神的ストレスをケアし続けていただいてなんとか現在に至っていますが、でもこういう支援者による二次被害を相談したり救済措置を講じてくれる組織が県内に他にないため、理解ある支援者の方々に出会っていなければ、そのまま放置され立ち上がることも出来ないまま、その後を生きていくことを余儀なくされていたのではないかと感じています。 犯罪により被害を受け、ただでさえ傷ついている被害者が、支援者によって二次被害を受けたとしても、何の後ろ盾もないまま、一人で立ち向かうことは、普通であればまず不可能であると思います。 そういうことから私は、支援者による二次被害の相談を受け、場合によっては救済措置をとってくれる組織の併設も考えてほしいと思います。また現在の支援組織には自浄作用がないため、こういう風に被害者に二次被害を与え続けていても、自ら気付くことはないまま組織として活動を続けている現状も憂慮していて、支援組織を外部評価出来る仕組みをつくらなければ、こういう支援者の自己満足やおごりが蔓延している組織を助長していくことに、結果としてなっているのではないかと感じます。

⑨-2	「連携に関する検討委員会」のとりまとめに書かれている、研修カリキュラム・モデル案の作成に関して、私は現在ネットワークが行っている研修が、もう一步踏み込んだ実践を前提とした研修になっていないことに、かねてより違和感を感じていました。といいますのは私は以前、ある被害者の方を、その方の居住地の支援センターの方に繋げたことがあります。その被害者の方はセンターの方に、報道被害の相談と、報道の方々に対応するための弁護士の紹介をお願いしたところ、支援センターからはそのどちらとも関係が全くないため、ご期待に添えない旨の回答があり、その被害者の方は結局別団体にこられ、対応されたことを目の当たりにしたことがあります。ちなみにその支援センターは兼ねてより支援ネットワークの研修も継続的に受けており、支援組織として活動をしておられました。その直後私はネットワークの研修会に支援者として参加をしましたが、研修は知識の蓄積としての場であり、うまくいったセンターの事例報告や、被害者の方の話を聞くだけであることに気がきました。私は研修では、例えば被害者の方がご自分の事件に関して話された場合、その被害者の方が事件後抱えた問題などを、参加されている各支援センターでは、どのように対処できるか、出来ないのかを洗い出し、もし出来ない場合はどういう問題や課題があるのかを検討し、そういう部分を改善していく努力が必要なのではないのかと思いました。支援センターとして看板を上げた以上、そういうふうに、被害者の方からの依頼がいつあっても、すぐに対応出来るようにしていかなければ、前述のように被害者の方からの支援要請があっても対応できないしまうため、そういうことにも踏み込んだ研修カリキュラム・モデル案の作成をお願いしたいと思います。
⑩	ワンストップサービス対象の照会元機関等は、成果を左右する極めて重要な存在であり、被害者の当初の訴求点を確実に把握し論点整理過程で「感情的共感の同意」を醸成しつつ橋渡し行為に至る事になる。「情報骨格の形成・共有」には一定以上の能力を必要とされ被害原因が専門的である程、それは絶対条件になる。よって告知は必要なるもこの段階で被害者が「カード＝証明書」と誤認する事はありません「カード化」はベストと思われる。
⑪-1	「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成 （意見）ハンドブックの作成には賛成である。ただし、真に「顔の見える連携」を基礎的自治体レベルで築いていく努力をしないかぎり、ハンドブックも作って机の片隅におかれるだけで終わってしまうと考えられる。 ①●●県▲▲局と当NPOで犯罪被害者向けの手引きを今年3月作成した。市町村担当がいざ被害当事者とどう接していいかわからないはずだという県担当者からのアドバイスによるものだった。地域の支援機関情報も盛り込み、「当事者の声」「支援者の気づき」という形で、被害者の置かれている状況を示し、支援にあたるものが留意すべき点に触れ、相談窓口を列記した。 各地の講演や研修会に出向く都度、配布し、被害者理解を広めるうえで、効果的なツールとなっている。ハンドブックの利用方法も備え付けるだけでなく、地域の拠点や研修会の場を使って、広く頒布できるダイジェスト版も併用できるようにした方がよい。 ②地域連携に関して、警察署単位の既存のネットワークは官制の年1回の顔つなぎ会で終わっており、はっきり言って機能していない。今後よほどの工夫をしない限り機能しないと思う。 それは具体的な事件、被害者への支援を協力して行う体制になっていないからであり、経験が蓄積されない。被害が発生し、地域に被害者が生活していながら、声が届かない・手が届かないのはなぜかを真剣に考えてみる必要がある。警察主導ではなく、地域の生活拠点（市役所の市

	民相談窓口でも保健所の心の相談窓口でもよい)を軸にしたネットワークを地域の専門職が中心になって考えていく必要がある。警察はそれをバックアップするくらいでよいと思う。 ③モデル案の内容についてもすべてを網羅しているが、ただ調査を行って作成しましたというだけに陥りやすい。ハンドブック作成の調査過程がネットワークづくりにとって大切である。「顔の見える連携」の絶好のチャンスであり、具体的にワーキンググループを作るなどして、被害者の視点から利用者本位のハンドブックを作成すべきであり、当然に作成にあたって、地元の被害者の声に耳を傾けるべきである。そうしないと表面をなぞるだけで、活用されないだけの「立派な」ハンドブックになってしまう懸念がある。
⑪-2	民間の支援団体における支援に携わる者の倫理綱領の作成 (意見)賛成である。全国被害者支援ネットワーク加盟組織は、その体制や支援の質がばらばらで、例えばDV被害者支援を依頼するにも●●のセンターには依頼した経験はあるが、▲▲のセンターには依頼したことがない。▲▲の支援センターの正会員には加害者側弁護士が名を連ねており、被害者の避難所情報がもれる懸念や、交通死遺族支援についても損害保険会社の顧問弁護士が正会員としてずらりと名を連ねており、被害者の中には支援センターへの不信感を抱く方もいる。いくら資金確保のためとはいえ、無神経な正会員集めとホームページへの公表は被害者の神経を逆なでするものである。最低限、加害者であった者(代理人や二次被害の加害者を含む)、日常的に被害者との利害が対立する業務にあたるものは正会員から除外するとかの配慮(倫理以前の問題かもしれないが)は要請されるべきと考える。また、倫理規定違反について(特に支援センターによる二次被害の相談は少ない)、被害者側から苦情申立をできる中立的な第三者機関(被害当事者も関与した)の設置は不可欠だと考える。各県に一つしかない支援センターでは、二次被害のチェックすら出来ないからである。
⑪-3	ワンストップサービス化等について (意見)法テラスに期待することも大切だが、地域の拠点作りも必要である。法テラスのコールセンターは、被害者にとって利用しづらいとの話を聞く。そもそも電話すらかけることができない場合が多いと思われるし、現在の法テラスにコーディネーター役を期待することは無理だからである。ワンストップサービスは地域拠点にコーディネーターがいる場合にやっと可能になる。DV被害者の民間シェルターには、避難所・生活再建拠点としてコーディネーター役が存在し、教育委員会や市役所や警察に同伴してかけあう姿を想起してほしい。そこまでできる支援者・支援機関はごくわずかである。育てることが大切だが、育てるべきは法テラスではなく、地域の拠点であり、それは地域の実情に応じて考えるべきである。
⑪-4	研修カリキュラム・モデル案の作成 (意見)モデル案の作成には賛成だが、研修の終了の認定を厳格に行う必要がある。ボランティアの人数確保のため、安易な研修終了を認めるべきでなく、水戸の支援センターのようなしっかりとした研修プログラムにレベルをあわせるべきである。また、知識よりも実践に重きをおいたカリキュラムをくむべきである。

⑪-5	全国被害者支援ネットワークにおける研修カリキュラムの作成及び認定制度の導入に向けた検討の実施 (意見) 全国被害者支援ネットワークにはもっと頑張ってもらいたいというのが率直な意見である。現状の地元の全国ネット加盟センターは圏内で活動する被害者を排除し、支援実績も乏しいため、地元の被害者は、支援センターに近づかない。被害者不在で、「支援者中心」を標榜する支援センターでは、思いこみの支援に陥りやすく、誰もそれを監督するものもない。被害者に還元されない、支援者の向学のための研修をいくら行っても予算の無駄使いである。費用対効果についてのチェックをしっかりと行うべきである。 また全国被害者支援ネットワーク自体が、全国犯罪被害者の会などの当事者団体との連携がきちんと出来ないのであれば、支援者の認定制度などについても、被害者もまじえた第三者機関によるチェックがどこかで必要になると思われる。
⑪-6	地域連携をはかるうえで、対人援助専門職(医師、看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士など)のネットワークが民間ボランティア以上に大切であり、自殺対策基本法で明記された自死遺族支援に関わる専門職(精神保健福祉センターを拠点とした)と犯罪被害者支援に関わる専門職は地域では重なるはずであり、こうした「遺族支援」という共通項を大切にした取組みが重要になってくると考えられる。グリーフワークの視点もまた大切であり、訪問支援を射程に入れた地域拠点がどこなのかを、より地域に根ざして考えていく必要がある。
⑫-1	被害者・遺族の組織(自助グループ、当事者団体等)を連携の中に据える視点が不可欠である。今後犯罪被害者の支援を行う際に、警察、行政、医療、保健、福祉機関との連携が不可欠なのは明白であるが、1つ欠けているものがある。それは、被害者・遺族の存在である。どんな支援も被害者の存在と参加を抜きにしては考えられない。被害者組織は、実は各地の被害者支援センターが支援を始める以前から、独自に直接あるいは間接的な支援を行ってきた。その被害者組織が、支援の連携の輪の中で確実な位置を持つことが重要である。仮に日本全国に被害者支援センターを網羅しても、被害者組織と連携し、共に歩む姿勢が欠如していれば、心の通った支援は不可能である。
⑫-2	・倫理綱領について 倫理綱領は、被害者支援センターのみならず、被害者組織等、支援に関与するあらゆる組織において、その作成と遵守が不可欠である。全国被害者支援ネットワークが作成した倫理綱領はアメリカのNOVAの倫理綱領を基としているが、簡単なものであり、今後内容の検討、追加が必須である。「日本社会福祉司会」、及び「日本ソーシャルワーク協会」が作成し、会員に遵守を求めている倫理綱領を参考にされたい。アドボケートや連携等についても規定がある。
⑫-3	・コーディネーターについて今後の被害者支援においては、様々な機関や資源が協働していくシステムの構築が不可欠であり。コーディネーターが重要な役割を担う。そこで、既に医療・保健・福祉の分野でコーディネートを実践、あるいはするべき人材とされている、臨床心理士、社会福祉士、ケアマネ等の有資格者を活用し、被害者支援に関する研修を経た上で登用すべきであるとする。例えば、社会福祉士(ソーシャルワーカー)には、11科目からなる国家試験が課されるが、試験科目は法律、医学一般、社会学、心理学、公的扶助、社会保障論など被害者支援に不可欠な内容を含んでいる。

⑫ - 4	・被害者も支援者に 被害者（等）を支援に取り込んでいく姿勢が被害者・遺族を最終的には支援することに繋がると考える。支援する側と支援される側を峻別するのではなく、被害を受けた者が、やがては支援する側に回る、支援者と被害者が共に支援に当たる。それが、被害者の心の声を聴き、応えることにつながると信じる。
⑬	犯罪等被害申告票（仮称）を書く、「支援が必要な犯罪被害者」であることについて、「民間団体への援助」提言第一の1にあるような、被害を届けることができない事情がある被害者が、自らの責任において申告書を記載した場合、本当に支援を提供すべき対象かどうかをどのように判断するのでしょうか。また、ある支援組織が、この自称被害者を対象ではないと判断した場合、連携する支援組織間での情報共有はされるのでしょうか。犯罪等被害申告票については、もう少し信頼度を高めた方が良いと思います。 ... 「民間団体への援助」と「支援のための連携」の中で、実際に支援が十分おこなわれているかどうかの判断になる被害者等の苦情や不服にどのように対応するのか、そのような項目は必要だと思います。研修や教育で被害者支援の必要性を知るのも良いですが、具体的な被害者の苦情や支援者の失敗例から学ぶことは大事だと思います。
⑭	全国的な傘団体の役割として、個々の団体に対する研修や情報提供を行うものがあげられている。実際、全国すべての地域で同レベルの支援を達成するためには、傘団体が全国統一研修カリキュラムを策定し、研修や認定を行うことが重要であり、そのための事業に対する財政的援助の必要性が記載されている。しかし、現実的な問題として、各地方の民間支援団体（以下地方団体）は、設立にあたっては、傘団体による情報・研修・理念的な支援は得るものの、弁護士や臨床心理士などの人的資源・経済的な資源は各地方団体が独自に得ており、独立性が高いのが現状である。そのため、傘団体がトップダウンで共通カリキュラムや資格認定を浸透させることは容易ではない（いわゆる、「金出さずに口だけ出すな」である）。 ニュージーランドにおいては、VictimAct 成立後、全国が独立したボトムアップの組織を、全国共通の理念と研修、情報共有によるトップダウンの組織に変革している。しかし、そのためには、各団体に対する慎重な意見聴取、傘団体が資金受け入れ団体となって、各地方団体の予算の半分（地域によって異なるかもしれない）を提供するなど、全国の支援の質や研修の共通化を行うために、多くの努力と実質的な支援が行われており、単純に共通カリキュラムを提言すれば、全国の均一化が図られるわけではない。 そこで、傘団体自体が民間を含めた資金受け入れ団体として機能するような工夫が必要である。また、研修に関する費用は、共通カリキュラムに準じて行われる場合には講師料等を傘団体が提供するような形となれば、各地方団体はカリキュラムを積極的に受け入れる可能性が高まる。また、DVDなどの視聴覚教材やインターネットを利用した遠隔教育などを充実した研修支援体制をとれるようにすることで、共通テキスト・カリキュラム以外を選択するメリットを少なくすることが可能である。 以上、傘団体が各地方団体に直接に資金提供ができることが理想であるが、現状では、研修・認定の事業費を拡大することが、共通カリキュラムの各地方団体への浸透を深める適切かつ必要な方法ではないかと考える。

